

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年7月24日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長 岩崎俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	リサーチ・アクティブ・オープン(野村SMA向け)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成24年1月21日から平成25年1月25日まで) 8,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成24年1月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の 第一部 証券情報 を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(9) 払込期日

取得申込日から起算して4営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、住友信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で住友信託銀行株式会社は中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

<訂正後>

(9) 払込期日

取得申込日から起算して4営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

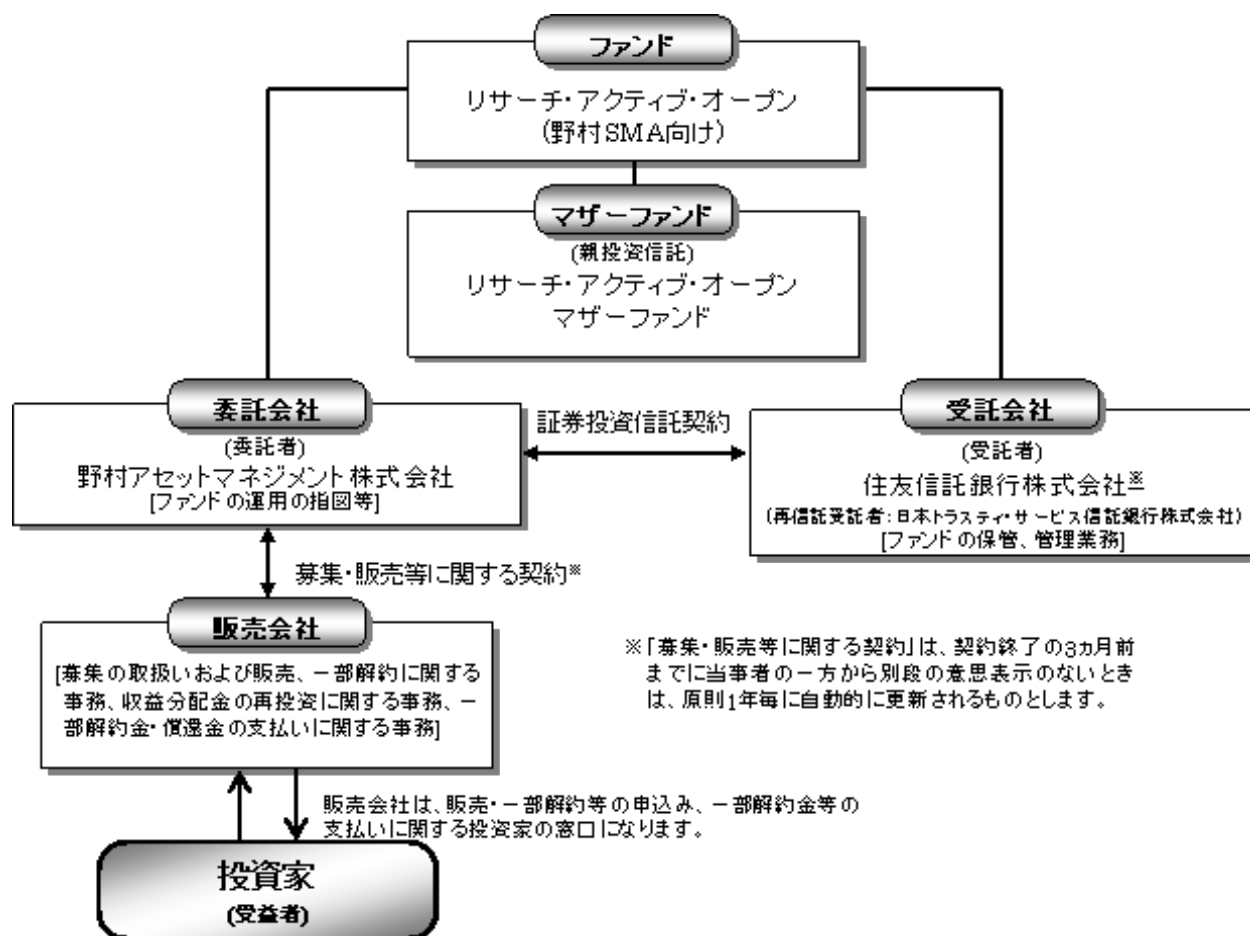
1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)ファンドの仕組み



関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で住友信託銀行株式会社は中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

委託会社の概況

委託会社

(中略)

・資本金の額

平成23年12月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

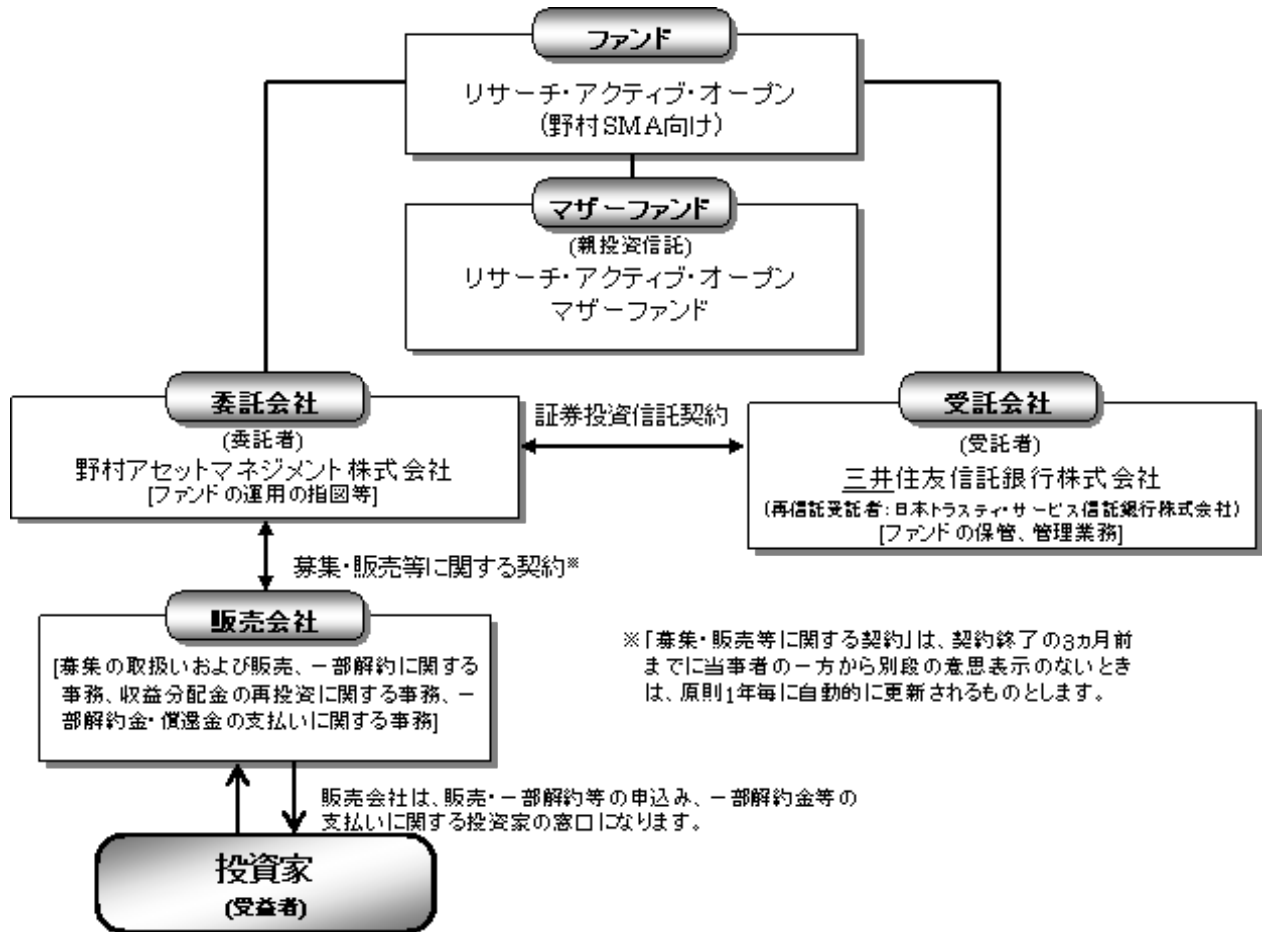
(中略)

・大株主の状況(平成23年12月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(3)ファンドの仕組み



委託会社の概況

委託会社

(中略)

- ・資本金の額

平成24年6月末現在、17,180百万円

- ・会社の沿革

(中略)

- ・大株主の状況(平成24年6月末現在)

(以下略)

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(2)投資対象

(前略)

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

(以下略)

<訂正後>

(2)投資対象

(前略)

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

(以下略)

<訂正前>

(3)運用体制

(前略)

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

(中略)

ファンドの運用体制等は平成24年1月20日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3)運用体制

(前略)

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

(中略)

ファンドの運用体制等は平成24年7月24日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

委託会社におけるリスクマネジメント体制

（前略）

投資リスクに関する管理体制等は平成24年1月20日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

委託会社におけるリスクマネジメント体制

（前略）

投資リスクに関する管理体制等は平成24年7月24日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(5) 課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

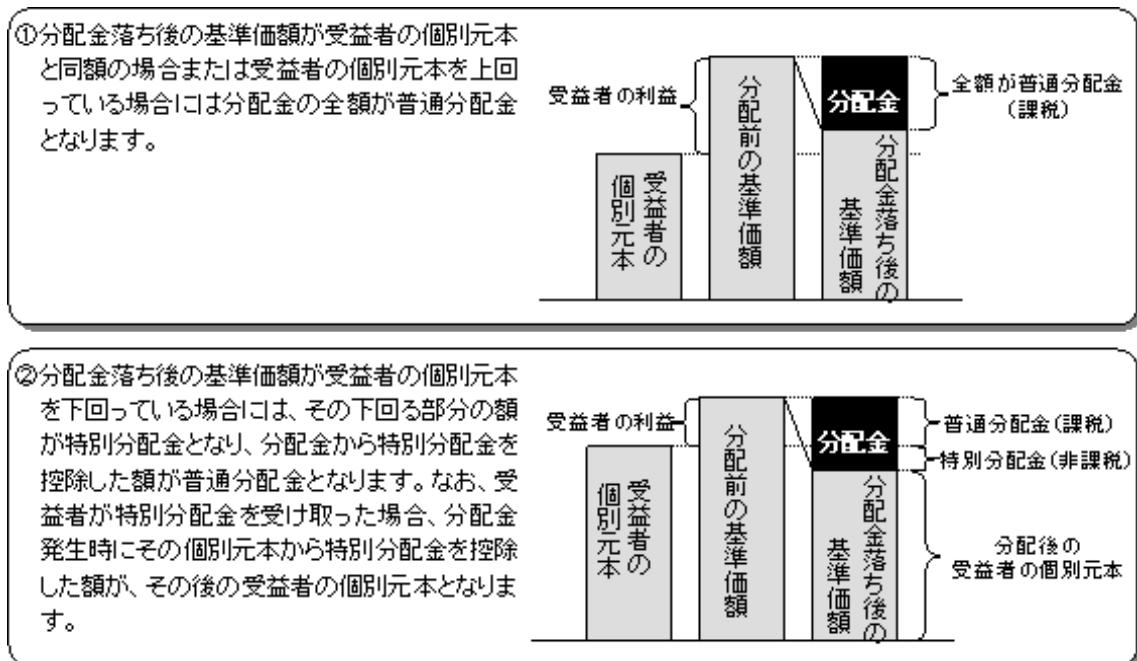
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金 × 10% ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税		換金時の差益（譲渡益） ² に対して 10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益（譲渡益） ² に対して 10% ¹

- 1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。
- 2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

<訂正後>

(5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（国税（所得税及び復興特別所得税）7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

[平成24年12月31日までの間]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（国税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(国税7.147%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%(国税15.315%)となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除
なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。
換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

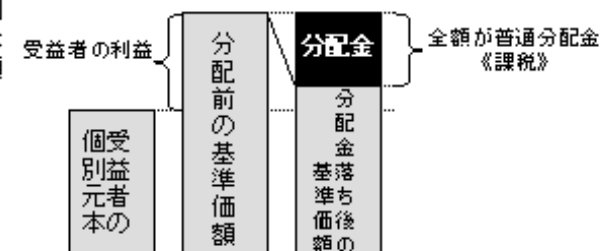
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金(課税)となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金 × 10% ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税		換金時の差益（譲渡益） ² に対して 10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益（譲渡益） ² に対して 10% ¹

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は10.147%、平成26年1月1日以後は20.315%となる予定です。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は平成24年5月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	444,494,716	99.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,292,446	0.51
合計(純資産総額)		446,787,162	100.00

<ご参考>

「リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	15,795,585,600	97.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		428,832,637	2.64
合計(純資産総額)		16,224,418,237	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド	599,938,880	0.7631	457,813,360	0.7409	444,494,716	99.48

<ご参考>

「リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	日立製作所	電気機器	1,324,000	429.70	568,930,744	449.00	594,476,000	3.66
2	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	229,500	2,445.56	561,256,414	2,512.00	576,504,000	3.55
3	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	120,200	4,885.78	587,271,152	4,665.00	560,733,000	3.45
4	日本	株式	三菱重工業	機械	1,761,000	351.69	619,335,336	317.00	558,237,000	3.44
5	日本	株式	ファナック	電気機器	41,100	13,072.89	537,296,028	13,520.00	555,672,000	3.42
6	日本	株式	住友不動産	不動産業	336,000	1,667.07	560,136,517	1,648.00	553,728,000	3.41
7	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	178,900	2,906.04	519,890,556	3,080.00	551,012,000	3.39
8	日本	株式	キヤノン	電気機器	170,600	3,531.35	602,448,439	3,150.00	537,390,000	3.31
9	日本	株式	三菱商事	卸売業	324,800	1,669.82	542,357,849	1,535.00	498,568,000	3.07
10	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	117,500	3,520.00	413,600,000	4,235.00	497,612,500	3.06
11	日本	株式	三井物産	卸売業	430,100	1,156.05	497,218,034	1,104.00	474,830,400	2.92
12	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	273,600	1,837.03	502,611,597	1,677.00	458,827,200	2.82
13	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	53,200	7,809.59	415,470,188	8,550.00	454,860,000	2.80
14	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	3,572	138,946.78	496,317,932	125,100.00	446,857,200	2.75
15	日本	株式	小松製作所	機械	228,400	1,972.94	450,621,735	1,878.00	428,935,200	2.64
16	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	169,800	2,307.37	391,792,260	2,289.00	388,672,200	2.39
17	日本	株式	楽天	サービス業	4,494	86,299.55	387,830,187	83,800.00	376,597,200	2.32
18	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	472,700	820.85	388,016,274	758.00	358,306,600	2.20
19	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	924,000	352.86	326,042,640	372.00	343,728,000	2.11
20	日本	株式	オリックス	その他金融業	45,830	7,006.88	321,125,716	6,780.00	310,727,400	1.91
21	日本	株式	トリホールディングス	小売業	43,300	7,520.00	325,616,000	7,080.00	306,564,000	1.88
22	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	698,000	342.96	239,388,546	419.00	292,462,000	1.80
23	日本	株式	中外製薬	医薬品	203,900	1,234.45	251,704,355	1,415.00	288,518,500	1.77
24	日本	株式	マキタ	機械	101,500	2,946.47	299,067,631	2,667.00	270,700,500	1.66
25	日本	株式	ダイハツ工業	輸送用機器	198,000	1,415.68	280,306,332	1,348.00	266,904,000	1.64
26	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	105,700	2,504.90	264,768,775	2,450.00	258,965,000	1.59
27	日本	株式	三菱電機	電気機器	403,000	722.10	291,007,440	617.00	248,651,000	1.53
28	日本	株式	クボタ	機械	359,000	693.90	249,112,498	672.00	241,248,000	1.48
29	日本	株式	キーエンス	電気機器	12,700	18,332.29	232,820,083	17,740.00	225,298,000	1.38
30	日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	90,400	2,641.28	238,771,789	2,455.00	221,932,000	1.36

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.48
合計		99.48

<ご参考>

「リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	1.12
	食料品	0.29
	化学	5.81
	医薬品	5.17
	ゴム製品	2.82
	鉄鋼	0.59
	非鉄金属	1.27
	金属製品	2.40
	機械	11.56
	電気機器	17.88
	輸送用機器	11.42
	精密機器	1.34
	その他製品	0.39
	電気・ガス業	2.11
	陸運業	3.45
	情報・通信業	5.17
	卸売業	5.99
	小売業	3.35
	銀行業	3.37
	その他金融業	1.91
不動産業	4.71	
サービス業	5.12	
	小計	97.35
合計		97.35

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成24年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2006年10月30日)	383	383	0.8944	0.8944
第2期 (2007年10月30日)	1,482	1,482	0.9335	0.9335
第3期 (2008年10月30日)	682	682	0.5043	0.5043
第4期 (2009年10月30日)	674	674	0.5353	0.5353
第5期 (2010年11月1日)	566	566	0.5176	0.5176
第6期 (2011年10月31日)	578	578	0.4998	0.4998
2011年5月末日	688		0.5589	
6月末日	676		0.5615	
7月末日	659		0.5608	
8月末日	584		0.5061	
9月末日	563		0.4881	
10月末日	578		0.4998	
11月末日	520		0.4792	
12月末日	516		0.4762	
2012年1月末日	533		0.4919	
2月末日	497		0.5434	
3月末日	518		0.5614	
4月末日	495		0.5366	
5月末日	446		0.4847	

分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0000 円
第6期	0.0000 円

収益率の推移

期	収益率
第1期	10.6 %
第2期	4.4 %
第3期	46.0 %
第4期	6.1 %
第5期	3.3 %
第6期	3.4 %
第7期(中間期)	7.4 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

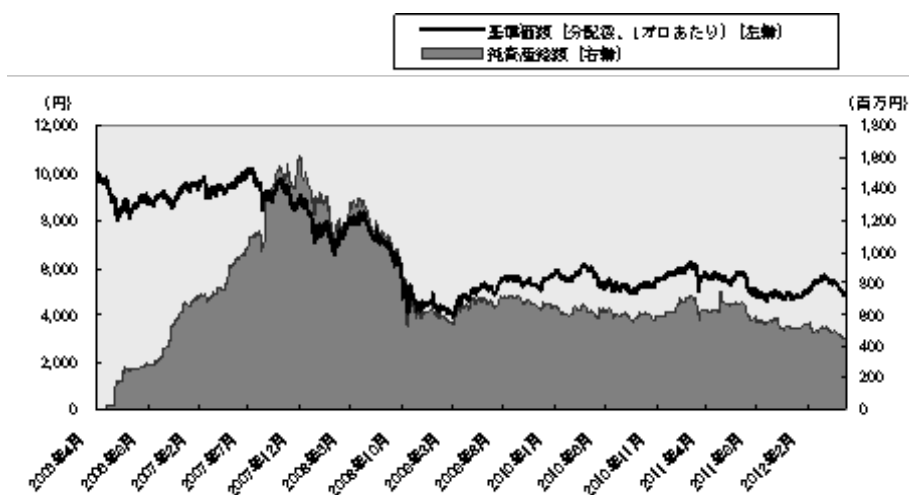
(4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	429,082,577	843,046	428,239,531
第2期	1,269,721,549	109,748,480	1,588,212,600
第3期	654,304,613	888,156,633	1,354,360,580
第4期	129,933,149	223,396,254	1,260,897,475
第5期	252,017,803	417,823,386	1,095,091,892
第6期	406,132,366	344,391,978	1,156,832,280
第7期(中間期)	8,616,442	242,773,875	922,674,847

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2012年5月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



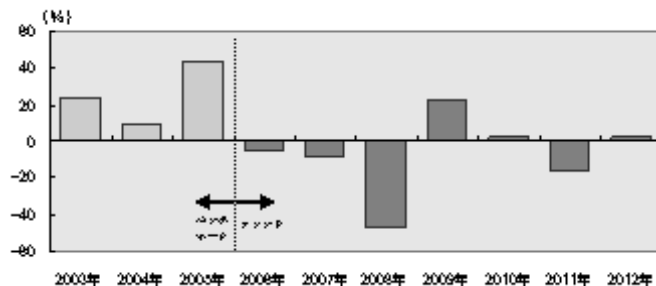
[分配の推移] (1万口あたり、課税前)

2011年10月	0 円
2010年11月	0 円
2009年10月	0 円
2008年10月	0 円
2007年10月	0 円
設定来累計	0 円

[主要な資産の状況]

実質的な銘柄別投資比率(上位)				実質的な業種別投資比率(上位)		
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)	順位	業種	投資比率 (%)
1	日立製作所	電気機器	3.6	1	電気機器	17.8
2	本田技研工業	輸送用機器	3.5	2	機械	11.5
3	東日本旅客鉄道	陸運業	3.4	3	輸送用機器	11.4
4	三菱重工業	機械	3.4	4	卸売業	6.0
5	ファナック	電気機器	3.4	5	化学	5.8
6	住友不動産	不動産業	3.4			
7	アステラス製薬	医薬品	3.4			
8	キヤノン	電気機器	3.3			
9	三菱商事	卸売業	3.1			
10	ユニ・チャーム	化学	3.0			

[年間収益率の推移] (暦年ベース)



- ・ ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ 2003年から2005年はベンチマークの年間収益率。
- ・ 2006年は設定日（2006年4月7日）から年末までのファンドの収益率。
- ・ 2012年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

< 中間財務諸表 >

リサーチ・アクティブ・オープン(野村SMA向け)

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間(平成23年11月1日から平成24年4月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

リサーチ・アクティブ・オープン(野村SMA向け)

(1)中間貸借対照表

期別	第7期中間計算期間末 平成24年 4 月30日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,313,179
親投資信託受益証券	492,526,405
未収利息	10
流動資産合計	496,839,594
資産合計	496,839,594
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	266,260
未払委託者報酬	1,451,075
その他未払費用	7,923
流動負債合計	1,725,258
負債合計	1,725,258
純資産の部	
元本等	
元本	922,674,847
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	427,560,511
(分配準備積立金)	22,097,191
元本等合計	495,114,336
純資産合計	495,114,336
負債純資産合計	496,839,594

(2)中間損益及び剰余金計算書

期別	第7期中間計算期間 自 平成23年11月 1 日 至 平成24年 4 月30日
科目	金額(円)
営業収益	
受取利息	1,817
有価証券売買等損益	37,336,758
営業収益合計	37,338,575
営業費用	
受託者報酬	266,260
委託者報酬	1,451,075
その他費用	7,923
営業費用合計	1,725,258
営業利益	35,613,317
経常利益	35,613,317
中間純利益	35,613,317
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,970,188
期首剰余金又は期首欠損金()	578,703,205
剰余金増加額又は欠損金減少額	121,445,663
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	121,445,663
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,946,098
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	3,946,098
分配金	
中間剰余金又は中間欠損金()	427,560,511

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成23年11月 1 日から平成24年10 月30日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は前期末が休日のため、平成23年11月 1 日から平成24年4 月30日までとなっております。

(追加情報)

第7期中間計算期間 自 平成23年11月 1 日 至 平成24年 4 月30日
当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期中間計算期間末 平成24年 4 月30日現在	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	922,674,847 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	427,560,511 円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0.5366 円
(10,000口当たり純資産額)	5,366 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期中間計算期間末 平成24年 4 月30日現在	
1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第7期中間計算期間 自 平成23年11月 1 日 至 平成24年 4 月30日	
期首元本額	1,156,832,280 円
期中追加設定元本額	8,616,442 円
期中一部解約元本額	242,773,875 円

2 デリバティブ取引関係

第7期中間計算期間末(平成24年 4 月30日現在)
該当事項はございません。

参考

当ファンドは「リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成24年 4 月30日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	450,872,658
株式	16,586,306,650
未収入金	123,650,229
未収配当金	155,728,018
未収利息	1,111
流動資産合計	17,316,558,666
資産合計	17,316,558,666
負債の部	
流動負債	
未払金	278,250,210
未払解約金	4,060,566
流動負債合計	282,310,776
負債合計	282,310,776
純資産の部	
元本等	
元本	20,770,099,068
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	3,735,851,178
元本等合計	17,034,247,890
純資産合計	17,034,247,890
負債純資産合計	17,316,558,666

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

自 平成23年11月 1 日 至 平成24年 4 月30日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成24年 4 月30日現在	
1 元本の欠損の額	3,735,851,178 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0.8201 円
(10,000口当たり純資産額)	8,201 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年 4 月30日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	
2 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。	

(その他の注記)

平成24年 4 月30日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成23年11月 1 日
期首元本額	22,591,278,375 円
期首より平成24年 4 月30日までの期中追加設定元本額	1,898,306,859 円
期首より平成24年 4 月30日までの期中一部解約元本額	3,719,486,166 円
期末元本額	20,770,099,068 円
期末元本額の内訳 *	
リサーチ・アクティブ・オープン	6,600,295,602 円
リサーチ・アクティブ・オープン(野村SMA向け)	600,568,718 円
リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)	8,313,598,184 円
リサーチ・アクティブ・オープン(変額年金保険向け・適格機関投資家専用)	719,915,264 円
リサーチ・アクティブ・オープン(確定拠出年金向け)	4,535,721,300 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書 平成24年5月31日現在

資産総額	447,046,054	円
負債総額	258,892	円
純資産総額(-)	446,787,162	円
発行済口数	921,725,115	口
1口当たり純資産額(/)	0.4847	円

<ご参考>

「リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド」

資産総額	16,797,340,088	円
負債総額	572,921,851	円
純資産総額(-)	16,224,418,237	円
発行済口数	21,899,510,619	口
1口当たり純資産額(/)	0.7409	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)資本金の額

平成23年12月末現在、17,180百万円

(以下略)

<訂正後>

(1)資本金の額

平成24年6月末現在、17,180百万円

(以下略)

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年5月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	765	9,242,877
単体型株式投資信託	41	217,443
追加型公社債投資信託	18	4,682,632
単体型公社債投資信託	0	0
合計	824	14,142,952

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
住友信託銀行株式会社一 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*平成23年11月末現在

関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で住友信託銀行株式会社は中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

*平成23年11月末現在

<訂正後>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成24年5月末現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 平成24年5月末現在

独立監査人の中間監査報告書

平成24年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリサーチ・アクティブ・オープン（野村SMA向け）の平成23年11月1日から平成24年4月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、リサーチ・アクティブ・オープン（野村SMA向け）の平成24年4月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年11月1日から平成24年4月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。